

クラレクラフレックス株式会社
合併に係る事前開示書面（変更）

当社は、株式会社クラレを存続会社、当社を消滅会社とする吸収合併を行うにあたり、会社法第 782 条第 1 項の定めに従い、吸収合併契約の内容及び会社法施行規則第 182 条に定める事項を記載した書面を備え置いております。この度、開示事項に変更が生じたため、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条第 1 項第 6 号に基づき、下記の通り変更後の事項を開示いたします。

なお、その他の事項については、2025 年 1 月 23 日付の事前開示書面で既に開示した内容から変更はありません。

記

事前開示書面の備置開始後に最終事業年度が変更されたことに伴う、添付書類の株式会社クラレの最終事業年度に係る計算書類等の変更

【変更後の内容】

4. 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等
（別紙のとおり）

以上

2025 年 2 月 19 日

岡山市南区海岸通二丁目 4 番 9 号
クラレクラフレックス株式会社
代表取締役 松尾 信次



第 1 4 4 期

2024年 1月 1日から
2024年12月31日まで

連結計算書類

株式会社クラレ

目 次

第 1	連結貸借対照表	1 頁
第 2	連結損益計算書	2 頁
第 3	連結株主資本等変動計算書	3 頁
第 4	連結注記表	4 頁
	連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等	4 頁
	表示方法の変更に関する注記	8 頁
	会計上の見積りに関する注記	9 頁
	連結貸借対照表に関する注記	10 頁
	連結損益計算書に関する注記	11 頁
	連結株主資本等変動計算書に関する注記	12 頁
	金融商品に関する注記	13 頁
	収益認識に関する注記	16 頁
	1 株当たり情報に関する注記	17 頁

連結貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	565,262	流動負債	198,231
現金及び預金	118,068	支払手形及び買掛金	59,561
受取手形、売掛金及び契約資産	166,589	短期借入金	23,850
有価証券	3,624	1年内償還予定の社債	10,000
商品及び製品	170,489	1年内返済予定の長期借入金	18,146
仕掛品	19,974	未払費用	20,394
原材料及び貯蔵品	66,365	未払法人税等	10,094
その他の金	21,109	賞与引当金	10,772
貸倒引当金	△959	その他の	45,413
固定資産	725,975	固定負債	311,216
有形固定資産	540,385	社債	50,000
建物及び構築物	118,633	長期借入金	142,286
機械装置及び運搬具	292,153	繰延税金負債	24,385
土地	19,016	退職給付に係る負債	31,417
建設仮勘定	59,824	その他の	63,127
その他の	50,757		
無形固定資産	115,898	負債合計	509,448
のれん	53,591	(純資産の部)	
顧客関係資産	27,720	株主資本	571,369
その他の	34,586	資本金	88,955
投資その他の資産	69,692	資本剰余金	87,124
投資有価証券	29,890	利益剰余金	396,752
退職給付に係る資産	4,020	自己株式	△1,462
繰延税金資産	21,485	その他の包括利益累計額	192,642
その他の	14,388	その他有価証券評価差額金	8,684
貸倒引当金	△93	繰延ヘッジ損益	127
		為替換算調整勘定	183,693
		退職給付に係る調整累計額	136
		新株予約権	270
		非支配株主持分	17,507
		純資産合計	781,790
資産合計	1,291,238	負債純資産合計	1,291,238

連 結 損 益 計 算 書

(2024年 1 月 1 日から
2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		826,895
売上原価		559,374
売上総利益		267,520
販売費及び一般管理費		182,439
営業利益		85,081
営業外収益		
受取利息及び配当金	4,150	
持分法による投資利益	331	
その他	1,752	6,234
営業外費用		
支払利息	2,738	
為替差損	1,202	
固定資産廃棄損	1,433	
その他	4,459	9,835
経常利益		81,480
特別利益		
投資有価証券売却益	1,526	1,526
特別損失		
減損損失	16,793	
固定資産廃棄損	5,341	
事業整理費用	4,452	
偶発債務関連損失	1,896	
営業休止関連費用	1,346	29,830
税金等調整前当期純利益		53,176
法人税、住民税及び事業税	23,932	
法人税等調整額	△1,932	22,000
当期純利益		31,176
非支配株主に帰属する当期純損失		△548
親会社株主に帰属する当期純利益		31,724

連結株主資本等変動計算書

(2024年 1 月 1 日 から
2024年 12月 31 日 まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	88,955	87,146	426,290	△25,654	576,737
当期変動額					
剰余金の配当			△17,292		△17,292
親会社株主に帰属する 当期純利益			31,724		31,724
自己株式の取得				△20,004	△20,004
自己株式の処分		33		171	205
自己株式の消却		△44,025		44,025	－
利益剰余金から資本剰 余金への振替		43,970	△43,970		－
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	△22	△29,537	24,192	△5,367
当 期 末 残 高	88,955	87,124	396,752	△1,462	571,369

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調 整累計額	その他の 包括利益 累計額 合計			
当 期 首 残 高	6,856	△53	131,269	△524	137,548	341	21,529	736,156
当期変動額								
剰余金の配当								△17,292
親会社株主に帰属する 当期純利益								31,724
自己株式の取得								△20,004
自己株式の処分								205
自己株式の消却								－
利益剰余金から資本剰 余金への振替								－
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	1,827	180	52,423	661	55,093	△71	△4,021	51,000
当 期 変 動 額 合 計	1,827	180	52,423	661	55,093	△71	△4,021	45,633
当 期 末 残 高	8,684	127	183,693	136	192,642	270	17,507	781,790

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数：73社

(主要な連結子会社の名称)

主要な連結子会社名は、事業報告「1. クラレグループの現況に関する事項 11.重要な子会社の状況」に記載しています。

当連結会計年度において、株式会社岡山臨港及び岡山臨港倉庫運輸株式会社は支配力基準により実質的に支配していると認められなくなったため、連結の範囲から除外し、持分法適用の範囲に含めています。また、Chemviron Parentis SAS、Foggia Perlite S.r.l.を新たに設立し連結の範囲に含めましたが、Chemviron France SAS、Foggia Perlite S.r.l.については全株式を譲渡したことにより、Calgon Carbon Payco, S. de R.L. de C.V.については清算手続きを完了したことにより、連結の範囲から除外しています。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

(主要な非連結子会社の名称)

Kuraray South America Ltda.、Kuraray India Private Limited

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、その総資産合計額、売上高合計額、当期純損益の額のうち持分に見合う額の合計額及び利益剰余金の額のうち持分に見合う額の合計額等のいずれにおいても、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためです。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した関連会社の数：4社

(主要な会社等の名称)

禾欣可樂麗超纖皮(嘉興)有限公司

当連結会計年度において、株式会社岡山臨港及び岡山臨港倉庫運輸株式会社は支配力基準により実質的に支配していると認められなくなったため、連結の範囲から除外し、持分法適用の範囲に含めています。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社

(主要な非連結子会社及び関連会社の名称)

Kuraray South America Ltda.、Cenapro Chemical Corporation

(持分法を適用していない理由)

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益及び利益剰余金のうち持分に見合う額等のいずれにおいても、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためです。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しています。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

(a) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの・・・ 時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等・・・・・・・・・・ 移動平均法による原価法

(b) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ・・・・・・・・・・・・・・ 時価法

(c) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品・原材料・仕掛品・・・・・・・・・・ 主として先入先出法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品・・・・・・・・・・・・・・ 主として移動平均法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の償却方法

- (a) 有形固定資産・・・・・・・・・・ 主として定額法
(リース資産及び使用権資産を除く) なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
建物及び構築物・・・・・・・・ 16年～50年
機械装置及び運搬具・・・・ 4年～10年
- (b) 無形固定資産・・・・・・・・・・ 主として定額法
(リース資産及び使用権資産を除く) なお、主な償却年数は以下のとおりです。
のれん・・・・・・・・ 15年～20年
顧客関係資産・・・・ 9年～20年
ただし、金額的重要性の乏しいものは、発生年度に全額償却しています。
- (c) リース資産・・・・・・・・・・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
- (d) 使用権資産・・・・・・・・・・ 海外関係会社については、「リース」(IFRS第16号) もしくは「リース」(ASC第842号) を適用しており、国際財務報告基準もしくは米国会計基準に基づく償却方法を採用しています。なお、使用権資産に係るリースの借手については、原則としてすべてのリースを連結貸借対照表に資産及び負債として計上しています。

(3) 重要な引当金の計上基準

(a) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

(b) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額に基づき計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループにおいては、主として商品または製品の顧客への販売を行っています。商品または製品の販売については、引渡時点において顧客が当該商品または製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しています。

なお、機能材料セグメントにおける環境ソリューション事業、アクア事業及びその他セグメントにおけるエンジニアリング事業においては、顧客と工事契約を締結しています。当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、原則として、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しています。進捗度の見積り方法は、発生原価に基づくインプット法によっています。

収益は顧客との契約において約束された対価から、割戻し等を控除した著しい減額が生じない可能性が高い範囲内の金額で算定しています。また、商品または製品の提供における役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しています。なお、取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しているため、重要な金融要素は含んでいません。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 重要なヘッジ会計の方法

(a) ヘッジ会計の方法

外貨建予定取引に係る為替予約及び原材料に係る商品スワップについては、繰延ヘッジ処理によっています。また、為替予約の一部については振当処理に、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理によっています。

(b) ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
為替予約	外貨建金銭債権債務（予定取引を含む）
金利スワップ	支払利息
商品スワップ	原材料

(c) ヘッジ方針

当社及び連結子会社は、社内規定に定めた管理方針、主管部署、利用目的、実施基準に基づき、金利変動リスク、為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジしています。

(d) ヘッジ有効性評価の方法

外貨建予定取引に係る為替予約、金利スワップ及び原材料に係る商品スワップに関しては、重要な条件の同一性を確認し、有効性を評価しています。なお、振当処理によっている為替予約、特例処理によっている金利スワップに関しては、取引時に重要な条件の同一性を確認しているため、有効性の事後評価を省略しています。

② 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しています。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として15年)による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として15年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度より費用処理することとしています。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しています。

③ のれんの償却方法及び償却期間

投資効果の発現する期間を見積り、当該期間において均等償却を行っていますが、重要性の乏しいものは発生年度に全額償却しています。

④ 金額表示に関する事項

金額表示は百万円未満切捨によっています。

表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、独立掲記していた「投資その他の資産」の「長期貸付金」は、開示の明瞭性を高めるため、当連結会計年度から「その他」に含めて表示しています。

前連結会計年度において、独立掲記していた「固定負債」の「資産除去債務」は、開示の明瞭性を高めるため、当連結会計年度から「その他」に含めて表示しています。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「固定資産廃棄損」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度から独立掲記することとしています。

会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	540,385百万円
--------	------------

無形固定資産	115,898百万円
--------	------------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 金額の算出方法

資産のグルーピングについて、事業用資産は継続的に損益の把握を実施している管理会計上の区分を基礎としています。貸与資産、遊休資産、事業の廃止または再編成が決定している資産及び停止予定資産については、個々の資産ごととし、その他本社及び研究設備等は共用資産としてグルーピングを行っています。

各資産グループにおいて減損の認識が必要とされた場合、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しています。回収可能価額の見積りには使用価値または正味売却価額のいずれか高い方の金額を使用しています。使用価値は当該資産グループから得られると見込まれる将来キャッシュ・フローを使用しています。

② 金額の算出に用いられた主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りは事業計画を基礎としており、将来の利益見積り等を踏まえた予測が行われています。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

固定資産の減損の判定については、将来キャッシュ・フロー、正味売却価額等の前提条件に基づき実施しているため、これらの前提条件に変更があった場合には、減損損失が発生する可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額

1,162,089百万円

2. 偶発債務

(1) 活性炭製造販売に係る損害賠償請求

特定活性炭の製造販売に係る独占禁止法違反行為に関連し、複数の地方公共団体より当社及び当社子会社を含む複数社に対して連帯して損害賠償金を支払うよう請求を受けています。また、このうち一部の地方公共団体から損害賠償金及び遅延損害金の支払を求める訴訟が提起されています。なお、現時点では当社グループが負担すべき金額を合理的に見積ることは困難です。

(2) 合わせガラス用中間膜製造販売に係る訴訟

当社の子会社が製造・販売する合わせガラス用中間膜における一部の製品について、積水化学工業株式会社より当社の子会社2社に対して、特許権侵害訴訟が提起されています。なお、現時点では影響額を合理的に見積ることは困難です。

3. 期末日満期手形等の会計処理

期末日満期手形及び確定期日現金決済（手形と同じ条件で手形期日に現金決済する方式）の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しています。なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形等を満期日に決済が行われたものとして処理しています。

受取手形及び売掛金	3,102 百万円
支払手形及び買掛金	5,325 百万円
その他（流動負債）	462 百万円

連結損益計算書に関する注記

(減損損失)

(1) 資産のグルーピングの方法

事業用資産については、継続的に損益の把握を実施している管理会計上の区分を基礎としてグルーピングを行っています。貸与資産、遊休資産、事業の廃止または再編成が決定している資産及び停止予定資産については、個々の資産で判定し、その他本社及び研究設備等は共用資産としています。

(2) 具体的な減損損失

(1) のグルーピングをもとに認識された減損損失は16,793百万円であり、重要なものは以下のとおりです。

場所	用途	種類	減損損失額
新潟県胎内市	メタアクリル事業関連資産	機械装置等	9,459百万円

事業用資産については、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスの事業について、減損の兆候を個別に検討のうえ、回収可能価額が帳簿価額に満たない事業等について回収可能価額まで帳簿価額を減額しています。なお、回収可能価額は使用価値をもって測定し、将来キャッシュ・フローを4%で割り引いて算出しています。

停止予定資産については、回収可能価額まで帳簿価額を減額しています。なお、回収可能価額は使用価値をもって測定していますが、割引率については使用見込期間が短いため考慮していません。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数 普通株式 324,863,603 株
2. 自己株式の種類及び株式数 普通株式 996,185 株
3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2024年3月27日 定時株主総会	普通株式	8,368	25.00	2023年12月31日	2024年3月28日
2024年8月9日 取締役会	普通株式	8,923	27.00	2024年6月30日	2024年9月10日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年3月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	8,744	27.00	2024年12月31日	2025年3月28日

4. 新株予約権の目的となる当該株式会社の株式の数

- (1) 2013年5月発行新株予約権（2013年4月25日取締役会決議）
普通株式 3,000 株
- (2) 2014年5月発行新株予約権（2014年4月25日取締役会決議）
普通株式 4,000 株
- (3) 2015年2月発行新株予約権（2015年1月21日取締役会決議）
普通株式 7,000 株
- (4) 2016年2月発行新株予約権（2016年1月20日取締役会決議）
普通株式 13,000 株
- (5) 2017年2月発行新株予約権（2017年1月18日取締役会決議）
普通株式 21,000 株
- (6) 2018年2月発行新株予約権（2018年1月17日取締役会決議）
普通株式 15,500 株
- (7) 2019年2月発行新株予約権（2019年1月16日取締役会決議）
普通株式 28,500 株
- (8) 2020年2月発行新株予約権（2020年1月22日取締役会決議）
普通株式 41,000 株
- (9) 2021年2月発行新株予約権（2021年1月20日取締役会決議）
普通株式 69,000 株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、事業を行うために必要な資金を、主に金融機関からの借入や社債発行により調達しています。また、余資は資金運用に関する社内規定に従い、安全性の高い金融資産で運用しています。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理運営に関する内部ルールに沿って低減を図っています。

貸付金・債務保証契約については、定期的に貸付先・債務保証先の財務状況を確認し、信用リスクを管理しています。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況を確認しています。

デリバティブ取引は、内部管理規定に従い、実需の範囲内で行うこととしています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	17,112	17,112	－
資産計	17,112	17,112	－
(2) 社債	60,000	58,475	△1,524
(3) 長期借入金	160,432	158,002	△2,429
負債計	220,432	216,478	△3,954
(4) デリバティブ取引(*1)	(1,374)	(1,374)	－

(*1)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しています。

(*2)「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「有価証券」及び「支払手形及び買掛金」については、現金であること、及び短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しています。

(注1) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券 その他有価証券」には含まれていません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。

非上場株式 10,949 百万円

(注2) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他に準ずる事業体への出資は、「(1) 投資有価証券 その他有価証券」には含まれていません。当該出資の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。

投資事業有限責任組合等 1,828 百万円

(注3) 社債は、1年以内に償還期限を迎えるため1年内償還予定の社債に区分したものを含んでいます。

(注4) 長期借入金は、1年以内に返済期限を迎えるため1年内返済予定の長期借入金に区分したものを含んでいます。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	17,112	—	—	17,112
デリバティブ取引				
金利関連	—	81	—	81
資産計	17,112	81	—	17,194
デリバティブ取引				
通貨関連	—	1,400	—	1,400
商品関連	—	56	—	56
負債計	—	1,456	—	1,456

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
社債	－	58,475	－	58,475
長期借入金	－	158,002	－	158,002
負債計	－	216,478	－	216,478

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式の時価は、相場価格によっています。上場株式は活発な市場で取引されているため、レベル 1 の時価に分類しています。

デリバティブ取引

為替予約、金利スワップ及び商品スワップの時価は、先物為替相場及び取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しており、レベル 2 の時価に分類しています。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しています。

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル 2 の時価に分類しています。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によって算定しており、レベル 2 の時価に分類しています。なお、一部の変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によって算定しています。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

地域別の収益の分解情報

(単位：百万円)

	報告セグメント						その他 (注) 2	合計
	ビニルア セテート	イソ プレン	機能材料	繊維	トレー ディング	計		
日本	25,218	21,391	35,192	24,220	34,671	140,695	31,416	172,112
米国	85,575	7,847	81,544	6,594	86	181,648	1,868	183,517
中国	68,007	8,521	12,430	7,542	26,271	122,773	870	123,644
欧州	125,518	10,092	54,233	10,757	161	200,763	5,784	206,548
アジア	53,129	8,913	11,215	7,852	4,470	85,582	2,032	87,614
その他の 地域	40,529	1,399	8,332	1,112	719	52,093	1,365	53,458
計	397,979	58,166	202,949	58,079	66,381	783,556	43,339	826,895

(注1) 地域別の収益は、顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しています。

(注2) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、エンジニアリング事業等を含んでいます。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	160,762	163,218
契約資産	1,142	3,370
契約負債	9,248	3,433

契約資産は、進行中の工事契約の対価に対する権利に関するものです。契約負債は、顧客から受け取った前受金です。なお、契約負債の当連結会計年度期首残高は概ね当連結会計年度の収益として認識しています。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度においては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しています。また、顧客との契約から受け取る対価の中に取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

1 株当たり情報に関する注記

- 1 株当たりの純資産額 2,359円03銭
- 1 株当たりの当期純利益 96円33銭

第 1 4 4 期

2024年 1月 1日から
2024年12月31日まで

計算書類

株式会社クラレ

目 次

第 1	貸借対照表	1頁
第 2	損益計算書	2頁
第 3	株主資本等変動計算書	3頁
第 4	個別注記表	5頁
	重要な会計方針に係る事項に関する注記	5頁
	収益認識に関する注記	7頁
	表示方法の変更に関する注記	8頁
	会計上の見積りに関する注記	8頁
	貸借対照表に関する注記	9頁
	損益計算書に関する注記	9頁
	株主資本等変動計算書に関する注記	10頁
	税効果会計に関する注記	10頁
	関連当事者との取引に関する注記	11頁
	1株当たり情報に関する注記	12頁
	連結配当規制適用会社に関する注記	12頁

(2024年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部					負 債 の 部				
流 動 資 産	372,028	流 動 負 債	332,528						
現金及び預金	81,720	支払手形	434						
受取掛手	1,325	短期借入	29,075						
商品及び製品	66,593	1年以内償還予定の社債	23,700						
材料及び貯蔵品	53,837	1年以内返済予定の長期借入金	10,000						
短期貸付	11,536	未払金	11,040						
未収金	18,510	未払費用	20,112						
倒引当金	136,472	未払法人税等	2,873						
固定資産	7,160	固定負債	2,219						
有形固定資産	6,006	社長期借入	225,344						
建物	△11,135	退職給付引当金	3,586						
構築物	582,599	その他負債	4,142						
機械装置	161,095	株主資本	191,668						
運搬用具	42,025	資本剰余金	50,000						
工具	10,473	資本準備金	121,000						
一設固定資産	78,523	利益剰余金	15,267						
その他の資産	35	その他の利益剰余金	5,400						
有価証券	5,496	負債合計	524,196						
係延払倒引当金	9,433	純資産の部							
	989	株主資本	421,877						
	14,119	資本剰余金	88,955						
	11,558	資本準備金	87,098						
	8,057	利益剰余金	87,098						
	3,500	利益剰余金	247,285						
	409,945	利益剰余金	6,569						
	19,367	その他の利益剰余金	240,715						
	368,799	圧縮記帳積立金	1,903						
	11,339	別途利益剰余金	85,000						
	2,235	繰越利益剰余金	153,811						
	8,283	自己株式	△1,462						
	△80	評価・換算差額等	8,282						
		その他の有価証券評価差額金	8,286						
		繰延ヘッジ損益	△3						
		新株予約権	270						
		純資産合計	430,430						
		負債純資産合計	954,627						
資産合計	954,627								

損 益 計 算 書

(2024年 1 月 1 日 から
2024年 12月 31 日 まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		267,943
売 上 原 価		189,604
売 上 総 利 益		78,338
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		63,985
営 業 利 益		14,352
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	85,711	
そ の 他	4,258	89,970
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	15,580	
そ の 他	6,089	21,669
経 常 利 益		82,653
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,526	1,526
特 別 損 失		
減 損 損 失	13,327	
固 定 資 産 廃 棄 損	5,222	18,549
税 引 前 当 期 純 利 益		65,629
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,224	
法 人 税 等 調 整 額	△3,716	△1,491
当 期 純 利 益		67,121

株主資本等変動計算書

(2024年 1 月 1 日 から
2024年 12 月 31 日 まで)

(単位:百万円)

	株 主 資 本			
	資本金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	88,955	87,098	22	87,120
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
特別償却積立金の取崩				
圧縮記帳積立金の積立				
圧縮記帳積立金の取崩				
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩				
自 己 株 式 の 取 得				
自 己 株 式 の 処 分			33	33
自 己 株 式 の 消 却			△44,025	△44,025
利益剰余金から資本剰余金への振替			43,970	43,970
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)				
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△22	△22
当 期 末 残 高	88,955	87,098	—	87,098

	株 主 資 本						
	利益準備金	利 益 剰 余 金					利益剰余金合計
		その他利益剰余金					
		特別償却積立金	圧縮記帳積立金	固定資産圧縮特別勘定積立金	別 途 積 立 金	繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	6,569	13	1,963	43	85,000	147,836	241,426
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当						△17,292	△17,292
当 期 純 利 益						67,121	67,121
特別償却積立金の取崩		△13				13	－
圧縮記帳積立金の積立			43			△43	－
圧縮記帳積立金の取崩			△102			102	－
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩				△43		43	－
自 己 株 式 の 取 得							
自 己 株 式 の 処 分							
自 己 株 式 の 消 却							
利益剰余金から資本剰余金への振替						△43,970	△43,970
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)							
当 期 変 動 額 合 計	－	△13	△59	△43	－	5,975	5,858
当 期 末 残 高	6,569	－	1,903	－	85,000	153,811	247,285

(単位:百万円)

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当 期 首 残 高	△25,654	391,848	6,611	12	6,623	341	398,812
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当		△17,292					△17,292
当 期 純 利 益		67,121					67,121
特別償却積立金の取崩		—					—
圧縮記帳積立金の積立		—					—
圧縮記帳積立金の取崩		—					—
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩		—					—
自 己 株 式 の 取 得	△20,004	△20,004					△20,004
自 己 株 式 の 処 分	171	205					205
自 己 株 式 の 消 却	44,025	—					—
利益剰余金から資本剰余金への振替		—					—
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)			1,675	△16	1,659	△71	1,588
当 期 変 動 額 合 計	24,192	30,029	1,675	△16	1,659	△71	31,617
当 期 末 残 高	△1,462	421,877	8,286	△3	8,282	270	430,430

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社及び関連会社株式・・・・・・・・・・ 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの・・ 時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等・・・・・・・・・・ 移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品・原材料・仕掛品・・・・・・・・・・ 先入先出法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 移動平均法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 定額法

(リース資産を除く) なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物・・・・・・・・・・31年～50年

機械装置・・・・・・主として10年

無形固定資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 定額法

(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。

リース資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額に基づき計上しています。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度より費用処理することとしています。

4. 収益及び費用の計上基準

当社においては、主として製品の顧客への販売を行っています。製品の販売については、引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しています。

収益は顧客との契約において約束された対価から、割戻し等を控除した著しい減額が生じない可能性が高い範囲内の金額で算定しています。なお、取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しているため、重要な金融要素は含んでいません。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

(a) ヘッジ会計の方法

外貨建予定取引に係る為替予約については、繰延ヘッジ処理によっています。また、外貨建貸付金に係る為替予約については振当処理に、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理によっています。

(b) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

為替予約

金利スワップ

ヘッジ対象

外貨建貸付金、外貨建予定取引

支払利息

(c) ヘッジ方針

当社は社内規定に定めた管理方針、主管部署、利用目的、実施基準に基づき、金利変動リスク及び為替変動リスクをヘッジしています。

(d) ヘッジ有効性評価の方法

外貨建予定取引に係る為替予約に関しては、重要な条件の同一性を確認し、有効性を評価しています。なお、振当処理によっている為替予約、特例処理によっている金利スワップに関しては、取引時に重要な条件の同一性を確認しているため、有効性の事後評価を省略しています。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっています。

(3) 金額表示に関する事項

金額表示は百万円未満切捨によっています。

収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、重要な会計方針に係る事項に関する注記「4.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において、独立掲記していた「無形固定資産」の「施設利用権」及び「ソフトウェア仮勘定」は、開示の明瞭性を高めるため、当事業年度から「その他」に含めて表示しています。

前事業年度において、独立掲記していた「投資その他の資産」の「出資金」及び「長期貸付金」は、開示の明瞭性を高めるため、当事業年度から「その他」に含めて表示しています。

前事業年度において、独立掲記していた「流動負債」の「リース債務」は、開示の明瞭性を高めるため、当事業年度から「その他」に含めて表示しています。

前事業年度において、独立掲記していた「固定負債」の「リース債務」及び「資産除去債務」は、開示の明瞭性を高めるため、当事業年度から「その他」に含めて表示しています。

会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有 形 固 定 資 産	161,095 百万円
無 形 固 定 資 産	11,558 百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 金額の算出方法

資産のグルーピングについて、事業用資産は継続的に損益の把握を実施している管理会計上の区分を基礎としています。貸与資産、遊休資産、事業の廃止または再編成が決定している資産及び停止予定資産については、個々の資産ごととし、その他本社及び研究設備等は共用資産としてグルーピングを行っています。

各資産グループにおいて減損の認識が必要とされた場合、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しています。回収可能価額の見積りには使用価値または正味売却価額のいずれか高い方の金額を使用しています。使用価値は当該資産グループから得られると見込まれる将来キャッシュ・フローを使用しています。

② 金額の算出に用いられた主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りは事業計画を基礎としており、将来の利益見積り等を踏まえた予測が行われています。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

固定資産の減損の判定については、将来キャッシュ・フロー、正味売却価額等の前提条件に基づき実施しているため、これらの前提条件に変更があった場合には、減損損失が発生する可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額

676,136 百万円

2. 偶発債務

(1) 保証債務

以下の会社の販売先との契約に係る履行義務及びリース取引等に対し、債務保証を行っています。

Calgon Carbon Corporation 8,225 百万円

Kuraray America, Inc. 5,689 百万円

(2) 活性炭製造販売に係る損害賠償請求

特定活性炭の製造販売に係る独占禁止法違反行為に関連し、複数の地方公共団体より当社を含む複数社に対して連帯して損害賠償金を支払うよう請求を受けています。また、このうち一部の地方公共団体から損害賠償金及び遅延損害金の支払を求める訴訟が提起されています。なお、現時点では当社が負担すべき金額を合理的に見積ることは困難です。

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 189,562 百万円

短期金銭債務 237,416 百万円

4. 期末日満期手形等の会計処理

期末日満期手形及び確定期日現金決済（手形と同じ条件で手形期日に現金決済する方式）の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しています。なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形等を満期日に決済が行われたものとして処理しています。

受取手形 145 百万円

売掛金 8,804 百万円

未収入金 89 百万円

支払手形 137 百万円

買掛金 4,699 百万円

未払金 416 百万円

損益計算書に関する注記

(関係会社との取引高)

売上高 184,061 百万円

仕入高 74,050 百万円

営業取引以外の取引高 105,256 百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数 普通株式 324,863,603 株
2. 自己株式の種類及び株式数 普通株式 996,185 株
3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2024年3月27日 定時株主総会	普通株式	8,368	25.00	2023年12月31日	2024年3月28日
2024年8月9日 取締役会	普通株式	8,923	27.00	2024年6月30日	2024年9月10日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年3月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	8,744	27.00	2024年12月31日	2025年3月28日

4. 新株予約権の目的となる当該株式会社の株式の数

- (1) 2013年5月発行新株予約権（2013年4月25日取締役会決議）
普通株式 3,000 株
- (2) 2014年5月発行新株予約権（2014年4月25日取締役会決議）
普通株式 4,000 株
- (3) 2015年2月発行新株予約権（2015年1月21日取締役会決議）
普通株式 7,000 株
- (4) 2016年2月発行新株予約権（2016年1月20日取締役会決議）
普通株式 13,000 株
- (5) 2017年2月発行新株予約権（2017年1月18日取締役会決議）
普通株式 21,000 株
- (6) 2018年2月発行新株予約権（2018年1月17日取締役会決議）
普通株式 15,500 株
- (7) 2019年2月発行新株予約権（2019年1月16日取締役会決議）
普通株式 28,500 株
- (8) 2020年2月発行新株予約権（2020年1月22日取締役会決議）
普通株式 41,000 株
- (9) 2021年2月発行新株予約権（2021年1月20日取締役会決議）
普通株式 69,000 株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金、減損損失等であり、評価性引当額は10,042百万円です。

関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

属 性	会 社 名	議決権の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	クラレトレーディング株式会社	直接 100%	当社製品の販売 製 品 の 購 入	製品の販売※1	104,848	売 掛 金	47,040
				資金の預り※2	28,425	預 り 金	24,280
				利息の支払※2	196	未 払 金	14
子会社	クラレノリタケデ ンタル株式会社	直接 66.7%	な し	資金の預り※2	20,794	預 り 金	22,886
				利息の支払※2	10	未 払 金	—
子会社	Kuraray Holdings U.S.A., Inc.	直接 100%	当社の北米に おける関係会社 の 株 式 保 有	資金の預り※2	128,063	預 り 金	3,996
				利息の支払※2	7,127	未 払 金	1,459
子会社	Kuraray America, Inc.	間接 100%	当社製品の販売 製 品 の 購 入	資金の貸付※2	99,307	預 り 金	759
				利息の受取※2	6,158	未 収 入 金	1,180
子会社	MonoSol, LLC	間接 100%	当社製品の販売 製 品 の 購 入	資金の預り※2	57,129	預 り 金	63,925
				利息の支払※2	3,065	未 払 金	773
子会社	Calgon Carbon Corporation	間接 100%	当社製品の販売 製 品 の 購 入	資金の貸付※2	46,346	短期貸付金	49,891
				利息の受取※2	2,746	未 収 入 金	701
子会社	Kuraray Europe GmbH	直接 100%	当社製品の販売 製 品 の 購 入	資金の預り※2	43,424	預 り 金	42,566
				利息の支払※2	1,603	未 払 金	377
子会社	EVAL Europe N.V.	間接 100%	当社製品の販売 製 品 の 購 入	資金の預り※2	24,295	預 り 金	28,798
				利息の支払※2	870	未 払 金	237
子会社	Kuraray Asia Pacific Pte.Ltd.	直接 100%	当社製品の販売 製 品 の 購 入	資金の預り※2	5,996	預 り 金	14,029
				利息の支払※2	410	未 払 金	174
子会社	Plantec Technologies Limited	直接 100%	製 品 の 購 入	資金の貸付※2	10,549	短期貸付金	10,483
				利息の受取※2	524	未 収 入 金	130

(単位：百万円)

属 性	会 社 名	議決権の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	Kuraray Advanced Chemicals (Thailand) Co., Ltd.	間接 100%	な し	資金の貸付※2	21,674	短期貸付金	23,596
				利息の受取※2	686	未 収 入 金	131
子会社	Kuraray GC Advanced Materials Co., Ltd.	間接 53.3%	当社製品の販売 製 品 の 購 入	資金の貸付※2	4,395	短期貸付金	12,059
				利息の受取※2	121	未 収 入 金	8
子会社	Chemviron S.A.	間接 100%	当社製品の販売	資金の貸付※2	19,615	短期貸付金	19,532
				利息の受取※2	788	未 収 入 金	180

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

※1 製品の販売については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しています。

※2 資金の預り及び資金の貸付については、市場金利に基づく利率を適用しています。

2. 資金の預り及び資金の貸付の取引金額については、当期における平均残高を記載しています。

3. 子会社への貸倒懸念債権について、10,927百万円の貸倒引当金を計上しています。

1 株当たり情報に関する注記

- 1 株当たりの純資産額 1,328円20銭
- 1 株当たりの当期純利益 203円81銭

連結配当規制適用会社に関する注記

当社は連結配当規制適用会社です。

第 1 4 4 期

2024年 1月 1日から
2024年12月31日まで

計算書類
附属明細書

株式会社クラレ

目 次

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細	1頁
2. 引当金の明細	2頁
3. 販売費及び一般管理費の明細	3頁

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	資産の種類	期首残高	当 期 増加額	当 期 減少額	期末残高	期末減価 償却額 または 償却累計額	当期償却額	差引期末 帳簿価額
有形 固定 資産	建 物	108,142	5,905	2,082 (1,975)	111,966	69,940	3,101	42,025
	構 築 物	38,422	1,161	941 (845)	38,642	28,169	976	10,473
	機 械 装 置	625,804	22,800	17,937 (8,753)	630,667	552,144	17,022	78,523
	車 両 運 搬 具	1,120	13	42 (14)	1,091	1,055	26	35
	工 具 器 具 備 品	25,936	2,602	478 (202)	28,061	22,564	1,597	5,496
	土 地	9,324	119	10	9,433	－	－	9,433
	リ ー ス 資 産	3,307	309	365	3,251	2,262	452	989
	建 設 仮 勘 定	21,238	27,975	35,095 (1,527)	14,119	－	－	14,119
	有形固定資産計	833,298	60,888	56,953 (13,318)	837,232	676,136	23,177	161,095
無形 固定 資産	ソフトウエア	16,158	1,155	3,446 (4)	13,867	5,809	2,724	8,057
	そ の 他	1,140	2,962	552	3,550	49	7	3,500
	無形固定資産計	17,299	4,118	3,999 (4)	17,417	5,859	2,732	11,558

- (注) 1. 機械装置の主な増加は、倉敷事業所の生産設備等(11,881百万円)です。
2. 建設仮勘定の主な増加は、倉敷事業所の生産設備等(7,708百万円)です。
3. 「当期減少額」欄の（ ）は内数で、減損損失の計上額です。

2. 引当金の明細

(単位：百万円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸 倒 引 当 金	10,914	369	67	11,216
賞 与 引 当 金	3,273	3,586	3,273	3,586
退 職 給 付 引 当 金	13,650	1,665	48	15,267

(注) 引当金の計上理由及び額の算定方法については、個別注記表の重要な会計方針に係る事項に関する注記「3.引当金の計上基準」に記載しています。

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：百万円)

科 目	金 額	摘 要
運 賃 ・ 保 管 料 ・ 保 険 料	9,553	
広 告 宣 伝 費	1,028	
販 売 推 進 関 係 費	1,692	
役 員 報 酬	549	
株 式 報 酬 費 用	165	
従 業 員 給 与	8,376	
賞 与	3,814	
退 職 給 付 費 用	416	
法 定 福 利 費	1,685	
交 際 費	283	
旅 費 交 通 費	1,200	
通 信 費	161	
租 税 課 金	114	
減 価 償 却 費	3,029	
不 動 産 賃 借 料	2,052	
外 注 費	3,228	
特 許 商 標 関 係 費	1,537	
研 究 費	15,062	
事 業 税	1,251	
雑 費	8,780	
計	63,985	

第 1 4 4 期

2 0 2 4 年 1 月 1 日から
2 0 2 4 年 1 2 月 3 1 日まで

事業報告

株式会社 ク ラ レ

1 クラレグループの現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

全般的状況

当期における世界経済は、地域によっては力強さを欠いたものの全体としては緩やかに成長しました。米国では底堅い個人消費により景気は堅調に推移しました。欧州は一部地域の低迷により緩やかな景気回復に留まりました。中国では不動産不況などにより成長の鈍化が継続しました。また、混迷を深めるロシア・ウクライナや中東情勢など地政学的な緊張がグローバルな経済活動に影響を与えるなど、先行き不透明な状況が続きました。

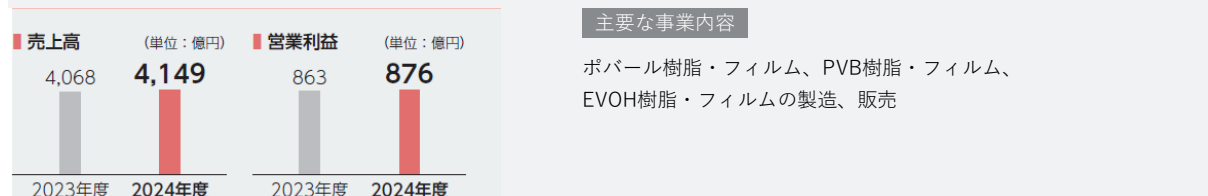
かかる環境下、当社グループは、2022年度からスタートした中期経営計画「PASSION 2026」に掲げる3つの挑戦、①機会としてのサステナビリティ、②ネットワーキングから始めるイノベーション、③人と組織のトランスフォーメーション、を推進するとともに、事業ポートフォリオの高度化を進め、成長性、競争力の高い事業・製品のさらなる強化を図りました。「成長・拡大事業」「基盤事業」と位置づけた事業・製品では、すでに決定し建設を進めていた設備を立ち上げるとともに、新たな設備投資や買収など将来の成長に向けた意思決定を行いました。一方で、将来に向けて改善が見込めない一部の事業・製品においては、事業譲渡あるいは縮小・撤退といった厳しい判断を行いました。

その結果、当社グループの業績は、売上高は前期比45,956百万円（5.9％）増の826,895百万円、営業利益は9,605百万円（12.7％）増の85,081百万円、経常利益は12,454百万円（18.0％）増の81,480百万円となりました。なお、一部の事業において減損損失や事業整理損などを特別損失に計上したため、親会社株主に帰属する当期純利益は10,721百万円（25.3％）減の31,724百万円となりました。

セグメント別の状況

セグメント別の状況は次のとおりです。

ビニルアセテート



当セグメントの売上高は414,907百万円（前期比2.0%増）、営業利益は87,630百万円（同1.5%増）となりました。

ポパール樹脂は、欧州向け物流が混乱する中、グローバルな安定供給体制を背景に、販売数量が増加しました。

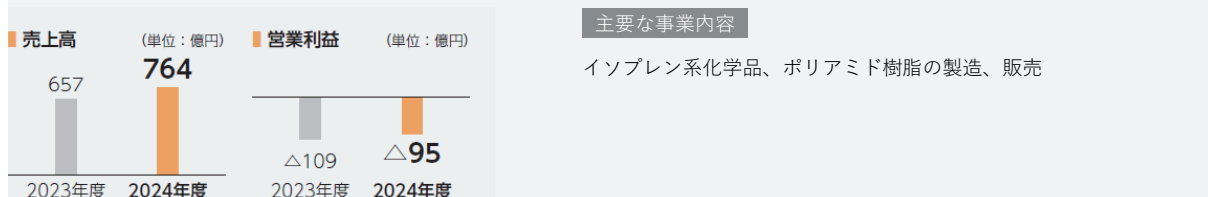
光学用ポパールフィルムは、順調な出荷が続いていましたが、第3四半期に入りパネルメーカーの出荷調整の影響を受け、販売数量は前年並みとなりました。なお、テレビ用パネル大型化の需要に応えるため、第2四半期に倉敷事業所で新設備の稼働を開始しました。

高機能中間膜は、欧州の建築用途で景気低迷の影響が継続し、販売数量が減少しました。

水溶性ポパールフィルムは、欧州での長引く景気低迷の影響があり、販売数量は前年並みとなりました。

EVOH樹脂〈エパール〉は、食品包装用途は第2四半期以降回復基調となり、また自動車用途も堅調に推移したことから、販売数量は微増となりました。サーキュラーエコノミー関連を中心とした今後の需要拡大に対応するため、シンガポールでの新プラントの建設（2026年末稼働予定、2024年3月26日公表）を決定しました。

イソブレン

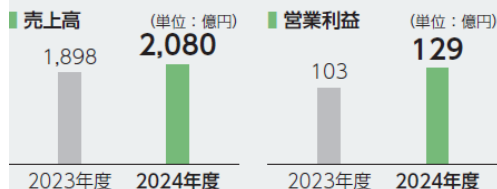


当セグメントの売上高は76,365百万円（前期比16.3%増）となりました。営業損益は、2023年度から稼働を開始したタイ新拠点の減価償却費増などの影響により、9,498百万円の損失（前期は営業損失10,871百万円）となりました。

イソブレンケミカル・エラストマーは、自動車用途などを中心に需要が回復するとともに、タイ新拠点を活用した拡販などにより販売数量が増加しました。

耐熱性ポリアミド樹脂〈ジェネスタ〉は、自動車用途は順調に推移しました。また電気・電子用途は、デバイス向けの回復に加え、旺盛な生成AI用データセンターの投資に牽引され、サーバー向けコネクタの需要が拡大しました。

機能材料



主要な事業内容

メタクリル樹脂、メディカル関連製品、活性炭、水処理用高機能膜・システムの製造、販売

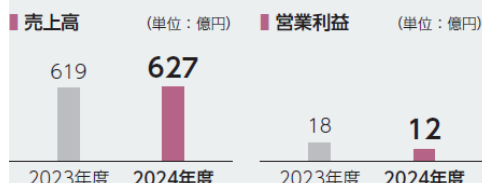
当セグメントの売上高は207,981百万円（前期比9.6%増）、営業利益は12,946百万円（同25.4%増）となりました。

メタクリルは、電気・電子用途を中心に需要の回復が見られ、販売数量が増加しましたが、競争激化などの影響を受けました。なお、メタクリル酸メチルの生産能力の縮小を決定しました（2024年6月27日公表）。

メディカルは、審美治療用歯科材料の販売が欧米を中心に順調に推移しました。

環境ソリューションは、欧州の産業用途では景気低迷による影響が見られたものの、北米の飲料水用途を中心に、活性炭の販売が堅調に推移しました。米国の活性炭新設備は第1四半期に稼働を開始しました。

繊維



主要な事業内容

人工皮革、ピニロン、不織布、面ファスナー、ポリエステル繊維の製造、販売

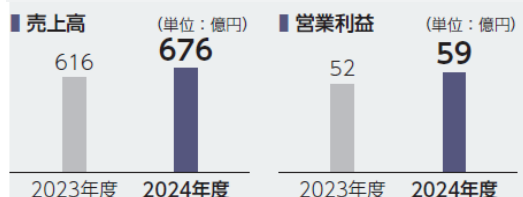
当セグメントの売上高は62,674百万円（前期比1.3%増）、営業利益は1,207百万円（同33.9%減）となりました。

人工皮革〈クラリーノ〉は、自動車用途やスポーツ用途の需要回復により販売数量は増加しました。

繊維資材は、自動車用途で需要の回復が見られたものの、欧州の建材用途などが低調でした。

生活資材は、不織布〈クラフレックス〉、面ファスナー〈マジックテープ〉ともに需要が低調でした。なお、不織布事業において、乾式不織布の事業撤退およびメルトブローン不織布の生産能力縮小を決定しました（2024年7月26日公表）。

トレーディング



主要な事業内容

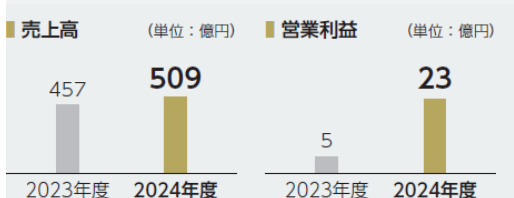
繊維製品、樹脂、化学品の輸出入、販売

当セグメントの売上高は67,625百万円（前期比9.8%増）、営業利益は5,915百万円（同14.1%増）となりました。

繊維関連事業は、資材関連は苦戦しましたが、スポーツ衣料用途が順調に推移しました。

樹脂・化成品関連事業は、アジア市場を中心に販売が拡大しました。

その他



主要な事業内容

エンジニアリング事業

その他事業の売上高は50,863百万円（前期比11.4%増）、営業利益は2,295百万円（同353.5%増）となりました。

（注）本事業報告に記載の〈 〉を付した名称は、クラレグループの商標または登録商標です。

2. クラレグループが対処すべき課題

クラレグループは、企業ステートメントの使命「世のため人のため、他人（ひと）のやれないことをやる」のもと、創立100周年となる2026年度に向けた長期ビジョン『Kuraray Vision 2026』で掲げる「独自の技術に新たな要素を取り込み、顧客、社会、地球に貢献し、持続的に成長するスペシャリティ化学企業」を目指しています。

当社グループは、この長期ビジョン『Kuraray Vision 2026』の実現に向けて、2022年度から始まった5ヶ年の中期経営計画「PASSION 2026」で以下3つの挑戦を設定しています。

①機会としてのサステナビリティ

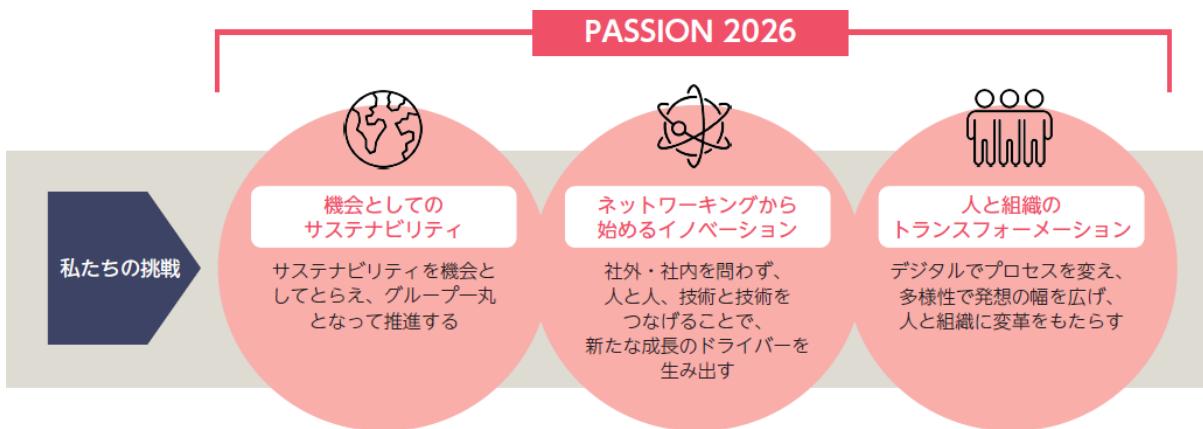
サステナビリティを機会としてとらえ、グループ一丸となって推進します。

②ネットワーキングから始めるイノベーション

社外・社内を問わず、人と人、技術と技術をつなげることで、新たな成長のドライバーを生み出します。

③人と組織のトランスフォーメーション

デジタルでプロセスを変え、多様性で発想の幅を広げ、人と組織に変革をもたらします。



中期経営計画「PASSION 2026」の4年目となる2025年度は、エバール、活性炭、歯科材料等の「成長・拡大事業」では強みを生かして拡大する需要に対応するとともに、イソプレン事業および繊維事業の収益改善を図ることで、事業ポートフォリオの高度化を一層推進していきます。当社グループは創立100周年となる2026年度に向け、持続的に成長するスペシャリティ化学企業として今後も挑戦し続けます。

当社は、株主の皆様に対する利益配分を経営の重要課題と位置付け、親会社株主に帰属する当期純利益に対する総還元性向35%以上、1株につき年間配当金40円以上、自社株買いは弾力的に実施することを基本方針としています。この方針のもと、2024年度の間配当金は1株につき27円、期末配当金は27円とさせていただく予定であり、当期の年間配当金（予定）は54円となります。また、2024年度において、自己株式1,102万株、約200億円の取得および自己株式3,000万株（普通株式、消却前の発行済株式総数に対する割合8.45%）の消却を行いました。これらにより、2024年度の総還元性向（予定）は118.7%となります。

なお、次期（2025年度）から株主還元方針を見直し、親会社株主に帰属する当期純利益に対する総還元性向50%以上、1株当たり配当金の維持・増額、自社株買いは継続的实施を目指すことを新たな基本方針とします。2025年度の配当につきましては、中間配当金27円、期末配当金27円とし、年間配当金54円とする予定です。

当社グループは創業当時から、事業活動を通じ自然環境・生活環境の向上を目指すことで社会のサステナブルな発展に貢献する経営を行ってきました。サステナビリティを重要な経営戦略の一つと捉え、当社と社会が持続的に発展するための優先すべき重要課題（マテリアリティ）を経営レベルで選定し、課題の解決に全社的に取り組んでいます。

中期経営計画「PASSION 2026」においては、当社グループが取り組むサステナビリティに関連する施策を「サステナビリティ中期計画」としてまとめています。

気候変動については、2020年11月に気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）提言への賛同を表明し、TCFDが推奨する「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標と目標」の4項目で開示の充実に努めています。また、今般GHG排出量削減の目標を見直し、Scope 3を含めた意欲的な目標を新たに設定しました。

人的資本については、長期的・持続的な企業価値の向上のために多様な人材が活躍することを目指し、「中核人材の多様性確保」の目標に加え、人材育成に関する3つの目標「部長層のグローバルリーダー研修受講率」「経営幹部候補育成候補者準備率」「DX人材育成のべ受講者数」を新たに設定しました。

当社グループはサステナビリティを積極的に推進し、独自性の高い技術と製品で自然環境と人々の豊かな生活に貢献していきます。当社グループのサステナビリティに関する取り組みの詳細やTCFDの枠組みに基づく開示については、当社のホームページに掲載しています。

クラレレポート（統合報告書）	https://www.kuraray.co.jp/csr/report_backnumber
サステナビリティウェブサイト	https://www.kuraray.co.jp/csr
サステナビリティ中期計画	https://www.kuraray.co.jp/csr/report2024/4p-model

3. 設備投資の状況

当期に実施した設備投資の主なものは、次のとおりです。

① 当期中に完成した主要設備

- ・ 当社
光学用ポリアルフィルム生産設備の増設（ビニルアセテート事業）
- ・ Calgon Carbon Corporation
活性炭生産設備の増設（機能材料事業）

② 当期継続中の主要設備の新設、拡充

- ・ Kuraray Asia Pacific Pte. Ltd.
エパール生産設備の新設（ビニルアセテート事業）

4. 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

5. 他の会社の事業の譲受けの状況

当社は再生炭事業の強化を図るため、2024年7月にSprint Environmental Services, LLCから、産業用再生炭事業を譲り受けました。

6. 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

7. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、連結子会社であったChemviron France SAS、Foggia Perlite S.r.l.の全株式を、2024年12月にImerysグループに譲渡しました。

8. 資金調達の状況

特記すべき重要な事項はありません。

9. 主要な借入先

借入先	借入残高
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	18,495百万円
株式会社みずほ銀行	16,234百万円
株式会社日本政策投資銀行	16,000百万円
株式会社中国銀行	14,590百万円
日本生命保険相互会社	12,040百万円

- (注) 1. 上記の借入残高には、借入先の海外現地法人からの借入を含みます。
2. 上記のほか、シンジケートローンによる借入が60,000百万円あります。

10. 財産および損益の状況の推移

区分	2021年度 (第141期)	2022年度 (第142期)	2023年度 (第143期)	2024年度(当期) (第144期)
売上高 (百万円)	629,370	756,376	780,938	826,895
営業利益 (百万円)	72,256	87,139	75,475	85,081
経常利益 (百万円)	68,765	84,060	69,025	81,480
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	37,262	54,307	42,446	31,724
1株当たり当期純利益 (円)	108.32	161.13	126.80	96.33
総資産 (百万円)	1,091,014	1,221,533	1,254,485	1,291,238
純資産 (百万円)	579,602	668,534	736,156	781,790

- (注) 第142期から「収益認識に関する会計基準」等を適用しているため、第142期以降にかかる各数値については当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

11. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率(%)	主要な事業内容
クラレトレーディング株式会社	百万円 2,200	100.0	繊維製品、樹脂、化学品の輸出入、販売
クラレノリタケデンタル株式会社	百万円 300	66.7	歯科材料の製造、販売
クラレプラスチック株式会社	百万円 180	100.0	ゴム、化成品の成型品、樹脂コンパウンド、ラミネート製品の製造、販売
クラレエンジニアリング株式会社	百万円 150	100.0	各種プラントの設計、施工
クラレテクノ株式会社	百万円 100	100.0	生産付帯業務、物流サービスの受託および人材派遣・紹介業
クラレクラフレックス株式会社	百万円 100	100.0	不織布製品の製造、加工、販売
クラレファスニング株式会社	百万円 100	70.0	面ファスナーおよびその関連製品の製造、販売
Kuraray Holdings U.S.A., Inc.	千米ドル 865,031	100.0	米国子会社の持株・統括機能
Kuraray America, Inc.	千米ドル 10,101	(100.0)	繊維製品、樹脂、化学品、歯科材料の輸出入、販売およびポパール樹脂、PVB樹脂・フィルム、EVOH樹脂、熱可塑性エラストマーの製造、販売
MonoSol, LLC	千米ドル 59,050	(100.0)	産業用ポパールフィルムの製造、販売
Calgon Carbon Corporation	千米ドル 618	(100.0)	活性炭および水処理機器の製造、販売
Kuraray Europe GmbH	千ユーロ 31,188	100.0	繊維製品、樹脂、化学品、歯科材料の輸出入、販売およびポパール樹脂、PVB樹脂・フィルムの製造、販売
EVAL Europe N.V.	千ユーロ 29,747	(100.0)	EVOH樹脂の製造、販売
Kuraray Asia Pacific Pte. Ltd.	千米ドル 149,775	100.0	樹脂の輸出入、販売およびポパール樹脂の製造、販売
可楽麗国際貿易(上海)有限公司	千米ドル 8,000	100.0	樹脂、化学品、歯科材料、活性炭の輸入、販売
可楽麗管理(上海)有限公司	千米ドル 3,000	100.0	中国内グループ会社へのファイナンス・間接機能提供および当社グループの中国事業拡大・進出検討支援
可楽麗亜克力(張家港)有限公司	千米ドル 15,280	100.0	アクリル樹脂シート of 製造、販売
可楽麗香港有限公司	千香港ドル 4,650	100.0	人工皮革の販売
Kuraray Korea Ltd.	百万ウォン 2,107	100.0	PVBフィルムの製造、販売
Plantic Technologies Limited	千豪ドル 131,511	100.0	バイオマス由来〈PLANTIC〉フィルムの製造、販売
Kuraray Specialities (Thailand) Co., Ltd.	百万タイバーツ 5,718	(100.0)	樹脂、化学品の輸入、販売、市場開発
Kuraray Advanced Chemicals (Thailand) Co., Ltd.	百万タイバーツ 2,700	(100.0)	イソブチレン誘導品MPDの製造、販売
Kuraray SC (Thailand) Co., Ltd.	百万タイバーツ 3,747	(80.0)	Kuraray GC Advanced Materials Co., Ltd.の持株機能
Kuraray GC Advanced Materials Co., Ltd.	百万タイバーツ 5,600	(53.3)	ブタジエン誘導品の製造、販売

(注)「当社の出資比率」欄の(内書)は間接所有を含めた割合です。

12. 主要な拠点

	名称	所在地
当社	本社 大阪事業所 倉敷事業所 西条事業所 岡山事業所 新潟事業所 鹿島事業所 鶴海事業所 くらしき研究センター つくば研究センター	東京都千代田区 大阪市 岡山県倉敷市 愛媛県西条市 岡山市 新潟県胎内市 茨城県神栖市 岡山県備前市 岡山県倉敷市 茨城県つくば市
当社グループ会社 (国内)	クラレトレーディング株式会社 クラレノリタケデンタル株式会社 クラレプラスチック株式会社 クラレエンジニアリング株式会社 クラレテクノ株式会社 クラレクラフレックス株式会社 クラレファスニング株式会社	大阪市 東京都千代田区 大阪市 大阪市 大阪市 大阪市 大阪市
当社グループ会社 (海外)	Kuraray America, Inc. MonoSol, LLC Calgon Carbon Corporation Kuraray Europe GmbH EVAL Europe N.V. Kuraray Asia Pacific Pte. Ltd. 可樂麗管理（上海）有限公司 可樂麗国際貿易（上海）有限公司 可樂麗香港有限公司 Kuraray Korea Ltd. Plantic Technologies Limited Kuraray GC Advanced Materials Co., Ltd. Kuraray Advanced Chemicals (Thailand) Co., Ltd. Kuraray India Private Limited Kuraray South America Ltda.	米国 米国、英国、ポーランド 米国、英国、イタリア、ベルギー、フランス、 中国 ドイツ ベルギー シンガポール 中国 中国 香港 韓国 オーストラリア タイ タイ インド ブラジル

13. 従業員の状況

セグメント区分	従業員数（名）	前期末比増減（名）
ビニルアセテート	4,439	7
イソブレン	1,153	20
機能材料	3,042	5
繊維	1,609	△46
トレーディング	441	8
その他	890	△71
全社（共通）	367	112
合計	11,941	35

14. その他クラレグループの現況に関する重要な事項

特記すべき重要な事項はありません。

2 当社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数

1,000,000,000株

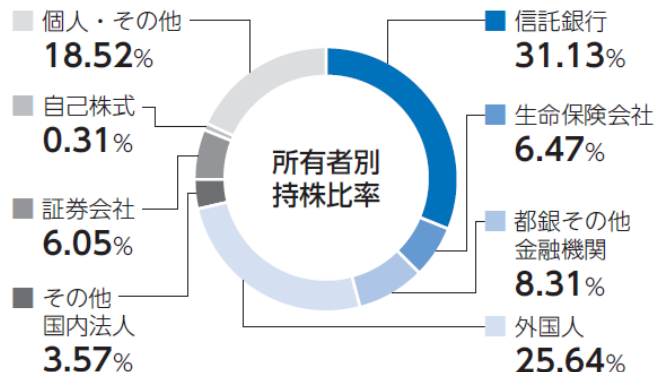
2. 発行済株式の総数

324,863,603株

(自己株式 996,185株を含む)

3. 株主数

90,890名



4. 大株主

株主名	持株数 (千株)	出資比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	63,605	19.64
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	32,243	9.96
全国共済農業協同組合連合会	10,882	3.36
日本生命保険相互会社	10,848	3.35
クラレ従業員持株会	5,868	1.81
JPモルガン証券株式会社	5,438	1.68
明治安田生命保険相互会社	5,372	1.66
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042	5,014	1.55
クラレ持株会	4,780	1.48
BNP PARIBAS LUXEMBOURG/2S/JASDEC SECURITIES/UCITS ASSETS	4,134	1.28

(注) 「出資比率」は自己株式 (996,185株) を控除して計算しております。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は、次のとおりです。

役員区分	対象人員	株式数
取締役 (社外取締役を除く)	6 名	34,500株

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、16頁「4. 役員の報酬等の総額」に記載しております。

3 当社の役員に関する事項

1. 取締役および監査役

地位	氏名	担当または重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	川 原 仁	
取締役 (代表取締役) (専務執行役員)	多 賀 敬 治	当社経営企画室担当、サステナビリティ推進本部担当、DX-IT本部担当、経理・財務本部担当
取締役会長	伊 藤 正 明	社会医療法人同心会西条中央病院理事長 日立建機株式会社社外取締役
取締役 (専務執行役員)	佐 野 義 正	当社繊維カンパニー長、大阪事業所担当
取締役 (常務執行役員)	マティ アス グト ヴ ァ イ ラ ー	Kuraray Europe GmbH社長
取締役 (常務執行役員)	高 井 信 彦	当社機能材料カンパニー長
取締役 (常務執行役員)	渡 邊 知 行	当社ビニルアセテート樹脂カンパニー長、ビニルアセテートフィルムカンパニー長、エレクトロニクスマテリアルズ推進本部担当
取締役	村 田 啓 子	東京都立大学名誉教授 立正大学大学院経済学研究科教授
取締役	田 中 聡	積水ハウス株式会社代表取締役副社長執行役員 IHH Healthcare Berhad, Independent Director
取締役	井 戸 清 人	株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー社外取締役
取締役	三 上 直 子	昭和産業株式会社社外取締役 アース製薬株式会社社外取締役
常勤監査役	早 瀬 博 章	
常勤監査役	上 原 直 哉	
監査役	永 濱 光 弘	アズビル株式会社社外取締役、東芝テック株式会社社外取締役、公益社団法人日本産業退職者協会会長
監査役	谷 津 朋 美	弁護士（谷津法律会計事務所代表）、SMBC日興証券株式会社社外取締役、協和キリン株式会社社外監査役
監査役	小 松 健 次	株式会社ロングリーチビジネスパートナーズ代表取締役会長

- (注) 1. 取締役のうち、村田啓子、田中 聡、井戸清人、三上直子の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
2. 監査役のうち、永濱光弘、谷津朋美、小松健次の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
3. 監査役永濱光弘氏は、長年金融証券業務に携わり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。また、監査役谷津朋美氏は、公認会計士資格を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役村田啓子、田中 聡、井戸清人、三上直子および監査役永濱光弘、谷津朋美、小松健次の各氏を、東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。

5. 当社と東京都立大学および立正大学との間には特別な関係はないため、村田啓子氏は社外取締役としての独立性を十分に有していると判断しております。
6. 当社と積水ハウス株式会社およびIHH Healthcare Berhadとの間には特別な関係はないため、田中 聡氏は社外取締役としての独立性を十分に有していると判断しております。
7. 当社と株式会社ジャパンインベストメントアドバイザーとの間には特別な関係はないため、井戸清人氏は社外取締役としての独立性を十分に有していると判断しております。
8. 当社と昭和産業株式会社およびアース製薬株式会社との間には特別な関係はないため、三上直子氏は社外取締役としての独立性を十分に有していると判断しております。
9. 当社とアズビル株式会社、東芝テック株式会社および公益社団法人日本産業退職者協会との間には特別な関係はないため、永瀆光弘氏は社外監査役としての独立性を十分に有していると判断しております。
10. 当社と谷津法律会計事務所、SMBC日興証券株式会社および協和キリン株式会社との間には特別な関係はないため、谷津朋美氏は社外監査役としての独立性を十分に有していると判断しております。
11. 当社と株式会社ロングリーチビジネスパートナーズとの間には特別な関係はないため、小松健次氏は社外監査役としての独立性を十分に有していると判断しております。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社定款に基づき、当社は社外取締役および監査役の全員と責任限定契約を締結しております。その内容の概要は次のとおりです。

社外取締役および監査役は当該契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとします。

3. 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者がその地位に基づき行った行為に起因してなされた損害賠償請求による賠償金および争訟費用を当該保険契約により填補することとしています。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社および子会社において役員、執行役員および管理・監督の立場にある従業員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しています。

また、被保険者に期待される役割が損なわれないようにするため、填補限度額および免責事由を設定しています。

4. 役員の報酬等の総額

単位：百万円（百万円未満切捨表示）

役員区分	報酬等の 総額	報酬等の種類別の総額				対象となる 役員の員数 (名)
		金銭報酬			株式報酬	
		定額報酬	業績連動型報酬 (注) 3	その他 (注) 4	譲渡制限付株式報酬 (注) 5	
取締役 (うち社外取締役)	501 (57)	315 (57)	132 (-)	4 (-)	49 (-)	13 (5)
監査役 (うち社外監査役)	95 (37)	95 (37)	-	-	-	6 (3)

(注) 1. 当社の取締役および監査役の報酬等については、次のとおり決議されております。

		株主総会決議日	決議に係る員数
①取締役 金銭報酬額	年額 800百万円以内 (うち社外取締役分は 100百万円以内)	第131回定時株主総会 (2012年 6 月22日開催)	10名 (うち社外取締役 2 名)
②取締役 譲渡制限付株式報酬額 (①とは別枠)	年額 90百万円以内、かつ 年間 60千株以内	第140回定時株主総会 (2021年 3 月25日開催)	8 名
③監査役 報酬額	年額 100百万円以内	第125回定時株主総会 (2006年 6 月28日開催)	5 名

- 上記の報酬等の金額は、経営諮問委員会において次頁以降に記載の決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行い、その内容を取締役会が十分に勘案したうえで決定しており、当該金額は次頁以降に記載の決定方針に沿うものであると判断しております。
- 業績連動型報酬の内容、指標の選定理由および算定方法は、次頁以降の決定方針に記載のとおりです。算定する指標となる当事業年度の「親会社株主に帰属する当期純利益」は、9頁の「10. 財産および損益の状況の推移」に記載のとおりです。
- 国内非居住の取締役 1 名に対して、譲渡制限付株式報酬の代わりに、株価連動型金銭報酬（ファントムストック）を、金銭報酬の報酬枠の範囲内で支給しております。
- 取締役 7 名分の譲渡制限付株式報酬です。なお、本譲渡制限付株式報酬とは別に、執行役員を兼ねている取締役 5 名に対する執行役員分の譲渡制限付株式報酬は18百万円です。
- 上記の「対象となる役員の員数」には、2024年3月27日開催の当社第143回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役 2 名、監査役 1 名を含んでおります。
- 上記の報酬等の金額は、当事業年度における費用計上額を記載しております。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

1. 取締役の報酬等の決定に関する基本方針

当社の取締役の報酬等は、長期的・持続的な企業業績および企業価値の向上を実現させるため、職責に相応しい有能な取締役の確保・定着も考慮した競争力のある報酬水準および報酬体系とすることを基本方針とし、①職責に応じた基本報酬としての定額報酬、②単年度の業績の達成を目指すためのインセンティブとしての業績連動型報酬、および③適正な会社経営を通じた中長期的な企業価値の向上と株主との価値共有を図ることを目的とした株式報酬の3つの部分により構成します。ただし、社外取締役については独立した立場から経営の監督を行う役割を担うことから定額報酬のみとし、業績連動型報酬や株式報酬は設けません。

具体的な報酬水準と報酬体系については、専門性のある外部調査機関が行う東京証券取引所プライム市場上場企業等を対象にした役員報酬調査の結果と従業員最上位職の給与を参考にしつつ、社外役員および社外有識者により構成される経営諮問委員会が、適切な報酬水準・体系であるかを検証・審議したうえで、その結果を取締役会に答申します。取締役会は、当該答申を十分に勘案し、報酬水準と報酬体系を決定するものとします。

2. 報酬等を与える時期

上記1に記載の報酬等を与える時期は以下のとおりとします。

報酬等の種類	報酬を与える時期
定額報酬 (金銭報酬)	月例の固定報酬として支給します。
業績連動型報酬 (金銭報酬)	賞与として毎年1回一定の時期に支給します。
譲渡制限付株式報酬 ^{(注)1、2} (株式報酬)	毎年1回一定の時期に支給します。

(注) 1. 譲渡制限付株式報酬は、2021年3月25日開催の当社第140回定時株主総会において、従来のストックオプションに代わり、新たに導入しています。

2. 国内非居住の取締役には、譲渡制限付株式報酬に代えて、株価連動型金銭報酬（ファントムストック）を支給し、当該取締役の退任時に、退任時の株価に連動させた金銭報酬を支払うものとします。

3. 報酬等の決定方法

1) 取締役の報酬等の総額の限度額

当社の取締役の報酬等の総額は、下表の限度額の範囲とします。

	報酬等の種類	総額限度額	決議
①	金銭報酬	年額 800百万円以内	第131回定時株主総会
②	譲渡制限付株式報酬（①とは別枠）	年額 90百万円以内 ^(注) 、かつ 年間 60千株以内	第140回定時株主総会

(注) 本総会第5号議案が原案どおり可決されますと、譲渡制限付株式報酬の総額限度額は年額180百万円となります。

2) 報酬等の額の決定方法

各取締役の個人別の報酬等の額の決定方法の方針は、下表のとおりとします。定額報酬および業績連動型報酬については、社外役員および社外有識者により構成される経営諮問委員会において、各算定方法に基づき算出された金額を客観的な立場で評価し、その結果を取締役会に答申します。取締役会は、当該答申の内容を十分に勘案したうえで、各取締役の報酬額を決定します。

また、譲渡制限付株式報酬については、算定方法に基づき算定し、各取締役の付与数を取締役会で決議して決定します。

報酬等の種類	決定方法等								
定額報酬 (金銭報酬)	(社長) 社長の定額報酬月額は、管理職最上位者の定例給与月額の約6倍とします。 (社長以外の取締役) 社長の定額報酬に役位別に定められた報酬指数を乗じて算出します。 〈取締役の役位別報酬指数〉 <table><tr><td>社長</td><td>会長</td><td>専務執行役員</td><td>常務執行役員</td></tr><tr><td>100</td><td>90</td><td>65</td><td>55</td></tr></table> 社長以外の取締役で代表権を有する場合は5ポイント加算します。 なお、社外取締役は、東京証券取引所プライム市場上場企業等の社外取締役の報酬水準を参照して決定します。	社長	会長	専務執行役員	常務執行役員	100	90	65	55
社長	会長	専務執行役員	常務執行役員						
100	90	65	55						
業績連動型報酬 (金銭報酬)	(社長) 業績連動型報酬（賞与）を算定する指標は、事業運営と会社経営の結果を顕著に表す「親会社株主に帰属する当期純利益」とし、以下の算式により算定した金額を支給します。 支給額＝親会社株主に帰属する当期純利益×0.75／1000× 全社業績反映率100% (社長以外の取締役) 社長の業績連動型報酬（賞与）に、定額報酬と同様の役位別報酬指数を乗じて算出した金額を支給します。ただし、事業部門を担当する取締役は、事業業績を最大化するためのインセンティブとして、全社業績反映は80%としたうえで、別途、所管する事業部門の業績反映を行い、事業業績加算として+0%～+40%の範囲内で加算を行い支給します。 業績連動型報酬（賞与）の算式 <table><tr><th>対象</th><th>算式</th></tr><tr><td>コーポレート部門を担当する取締役</td><td>支給額＝親会社株主に帰属する当期純利益×0.75／1000×役位別報酬指数^{*1}／100×全社業績反映率100%</td></tr><tr><td>事業部門を担当する取締役</td><td>支給額＝親会社株主に帰属する当期純利益×0.75／1000×役位別報酬指数／100×（全社業績反映率80%＋事業業績加算率^{*2}0%～40%）</td></tr></table> ^{*1} 役位別報酬指数は、定額報酬の役位別報酬指数と同一とします。 ^{*2} 事業業績加算率は、担当する事業セグメントの売上高と営業利益の計画達成率と、営業利益の対前年度増減度等を評価して算出します。	対象	算式	コーポレート部門を担当する取締役	支給額＝親会社株主に帰属する当期純利益×0.75／1000×役位別報酬指数 ^{*1} ／100×全社業績反映率100%	事業部門を担当する取締役	支給額＝親会社株主に帰属する当期純利益×0.75／1000×役位別報酬指数／100×（全社業績反映率80%＋事業業績加算率 ^{*2} 0%～40%）		
対象	算式								
コーポレート部門を担当する取締役	支給額＝親会社株主に帰属する当期純利益×0.75／1000×役位別報酬指数 ^{*1} ／100×全社業績反映率100%								
事業部門を担当する取締役	支給額＝親会社株主に帰属する当期純利益×0.75／1000×役位別報酬指数／100×（全社業績反映率80%＋事業業績加算率 ^{*2} 0%～40%）								

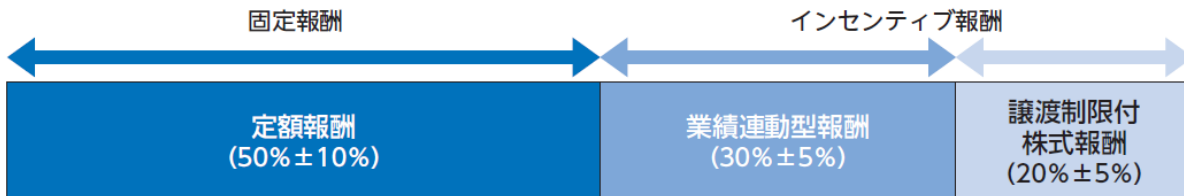
報酬等の種類	決定方法等
譲渡制限付株式報酬 ^(注) (株式報酬)	(社長) 社長の職責と他企業の報酬水準を考慮した株式数にサステナビリティ関連指標※による評価（±20%の範囲で適用）を反映して割当てます。 (社長以外の取締役) 役位別に定められた株式数にサステナビリティ関連指標による評価（±20%の範囲で適用）を反映して割当てます。役位別割当数は、株主との価値共有を図る観点から、高役位者ほど多く割当てよう設計します。 なお、譲渡制限の解除は退任時とします。 ※サステナビリティ関連指標は、環境貢献（G H G排出量の削減目標達成度）、労働安全衛生（労働災害度数率、保安事故件数の目標達成度）、ダイバーシティ（女性管理職比率の向上度）、エンゲージメント（エンゲージメントサーベイの向上度）の5つを採用しています。

(注) 国内非居住の取締役の株価連動型金銭報酬（ファントムストック）は、役位別の譲渡制限付株式と同数のポイントを割当て、「2. 報酬等を与える時期」に記載のとおり、退任時に、退任時の株価に連動させた金銭報酬を支払うものとします。

3) 報酬等の割合

各取締役における報酬等の種類ごとの割合は、以下の割合を目安とします。（年初目標達成時の場合）

(社長)



(社長以外の取締役)



6. 当社社外役員に関する事項

① 社外役員の活動状況

	取締役会および監査役会への出席状況	活動状況および社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 村 田 啓 子	取締役会100% (15回/15回)	主に内閣府、大学院等において培われた高い見識から当社の経営に関し適宜意見を述べております。
取締役 田 中 聡	取締役会100% (15回/15回)	主にグローバルな企業経営に深く携わった経験と実績から当社の経営に関し適宜意見を述べております。
取締役 井 戸 清 人	取締役会100% (15回/15回)	主に財務省、外務省等において培われた高い見識から当社の経営に関し適宜意見を述べております。
取締役 三 上 直 子	取締役会100% (11回/11回)	主に国内の企業経営および生産技術分野に深く携わった経験と実績から当社の経営に関し適宜意見を述べております。
監査役 永 濱 光 弘	取締役会100% (15回/15回) 監査役会100% (13回/13回)	主に金融機関における豊富な経験および他の企業での社外役員としての実績に基づく専門的見地からの発言を行っております。
監査役 谷 津 朋 美	取締役会100% (15回/15回) 監査役会100% (13回/13回)	主に公認会計士、弁護士としての経験および他の企業での社外役員としての実績に基づく専門的見地からの発言を行っております。
監査役 小 松 健 次	取締役会100% (15回/15回) 監査役会100% (13回/13回)	主に国内外の多くの企業の経営に携わった経験と実績に基づく専門的見地からの発言を行っております。

(注) 取締役三上直子氏については、2024年3月27日就任後に開催された取締役会を対象としております。

② 上記以外に記載すべき事項

上記のほか、当社社外役員に関して、会社法施行規則第124条に基づき記載すべき事項はありません。

以上

第 1 4 4 回 定 時 株 主 総 会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

当社の新株予約権等に関する事項
会 計 監 査 人 の 状 況
業務の適正を確保するための体制

(2024年1月1日から2024年12月31日まで)

株式会社 クラレ

当社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末における当社役員の新株予約権の保有状況

①保有する新株予約権の数

315個

②目的となる株式の種類および数

普通株式 157,500株（新株予約権1個につき500株）

③当社役員の保有状況

	名称	行使期間	払込金額 行使価額	個数	保有者 数
取締役 (社外取締役を除く)	2013年5月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	2013年5月15日～ 2028年5月14日	1,482円 1円	6個	2名
	2014年5月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	2014年5月15日～ 2029年5月14日	1,119円 1円	8個	2名
	2015年2月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	2015年2月17日～ 2030年2月16日	1,352円 1円	12個	2名
	2016年2月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	2016年2月10日～ 2031年2月9日	1,200円 1円	24個	2名
	2017年2月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	2017年2月9日～ 2032年2月8日	1,538円 1円	35個	4名
	2018年2月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	2018年2月15日～ 2033年2月14日	1,761円 1円	25個	5名
	2019年2月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	2019年2月14日～ 2034年2月13日	1,466円 1円	46個	6名
	2020年2月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	2020年2月14日～ 2035年2月13日	1,314円 1円	64個	6名
	2021年2月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	2021年2月12日～ 2036年2月11日	1,174円 1円	91個	6名

	名称	行使期間	払込金額 行使価額	個数	保有者数
社外取締役	2021年2月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	2021年2月12日～ 2036年2月11日	1,174円 1円	4 個	2 名

- (注) 1. 「払込金額」および「行使価額」は、いずれも1株当たりの金額です。
2. 株式報酬型ストックオプションの発行に際し、上記払込金額に基づく債務は当社に対する報酬債権と相殺され、金銭の払込はありません。
3. 上記には当社執行役員を兼ねている者に執行役員分として交付した新株予約権（株式報酬型ストックオプション）が含まれております。
4. 監査役が保有する新株予約権はありません。

2. 当事業年度中に当社使用人、子会社役員および使用人に対して交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

会計監査人の状況

1. 当事業年度末における当社会計監査人

PwC Japan有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人報酬等の額

PwC Japan有限責任監査法人に対する当事業年度に係る会計監査人報酬等は次のとおりです。

- | | |
|--------------------------------|--------|
| ①公認会計士法第2条第1項の業務に係る監査報酬等の額 | 118百万円 |
| ②当社と当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 | 144百万円 |

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人による当事業年度監査計画の内容、監査時間および報酬見積り等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との監査契約において会社法に基づく監査報酬と金融商品取引法に基づく監査報酬の額を区分していないので、①の金額は金融商品取引法に基づく報酬等の金額を含めております。

3. 当社子会社の会計監査人の状況

当社の重要な子会社のうち17社は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これに相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定方針

当社の会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、適正な監査の遂行が困難であると監査役全員が認めた場合、監査役会は全員一致の決議により当該会計監査人を解任することとします。また、当社の会計監査人について、法定解任事由に該当する事実がある場合のほか、会計監査人の独立性、信頼性、効率性等を評価し、より適正な監査を期待できる会計監査人の選任が必要と判断した場合は、監査役会は、株主総会に提出する議案の内容として、会計監査人の解任または不再任を決定します。

5. 上記以外に記載すべき事項

上記のほか、当社会計監査人に関して、会社法施行規則第126条に基づいて記載すべき事項はありません。

業務の適正を確保するための体制

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、当社グループの業務の適正を確保するための内部統制システムの整備に関する基本方針について、以下のとおり決議しております。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会が、定款および取締役会規則その他の社内規定に基づき、当社グループの経営上の重要事項について意思決定を行うとともに、取締役および執行役員の職務の執行を監督する。取締役会の監督機能を強化するため、3分の1以上の独立した社外取締役を選任する。
- ② 取締役の指名・報酬等の経営の重要事項に関する意思決定の透明性・公正性・客観性を高めるため、取締役会の諮問機関として、社外役員および社外有識者により構成される経営諮問委員会を置く。
- ③ サステナビリティの視点に立った企業活動の推進のため、社長を委員長とするサステナビリティ委員会を置き、重要事項について取締役会への付議・報告を行う。
- ④ 法令遵守に関する方針をクラレグループ行動規範として定める。当社グループとしての体系的なコンプライアンス体制の整備・運用を行うため、社長直轄のリスク・コンプライアンス委員会を置く。
- ⑤ 当社グループ内の不正・違法行為および倫理に反する行為を早期に発見し、自主的な解決を図るための内部通報制度として、クラレグループ社員相談室およびグローバル・コンプライアンス・ホットラインを設置する。また、経営陣から独立した内部通報制度として、外部の弁護士事務所を介し、監査役に通報するガバナンス・ホットラインを設置する。
- ⑥ 独占禁止法違反の未然防止を図るため、当社グループ各社の役員および使用人に対し定期的に教育・研修を実施し、独占禁止法に関する社内指針を周知するとともに、遵守状況のモニタリングを定常に行う体制をとる。
- ⑦ 経営監査本部は、内部監査規定に従って、当社グループ内における業務執行の状況を監査する。
- ⑧ 金融商品取引法に基づき、財務報告の適正性を確保するための内部統制システムを整備し、適切に運用する。
- ⑨ 反社会的勢力および団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たないことをクラレグループ行動規範に定め、グループ内で周知徹底する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

株主総会、取締役会、その他主要会議の議事録・資料および稟議書・伺書等の取締役の職務執行に係る記録は、法令および社内規定に従い適切に保存管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ① グループリスク管理規定に基づき、グループ全体の体系的なリスク管理を行う。
- ② 当社グループの事業活動に関連して重大な危機が発生した場合には、緊急対策本部運営規定に基づき、社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、対策にあたる。
- ③ 大規模災害等の重大な危機を想定し、事業中断を最小限にとどめるための事業継続計画（BCP）を事業部ごとに策定し、定期的に見直しを行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社グループの経営上の重要事項に関する取締役会への付議や社長の決裁に際しては、経営会議や各種委員会において事前審議を行い、経営の意思決定の迅速化と効率的な業務執行を図る。
- ② 取締役会が選任した執行役員等にカンパニー、事業部および主要職能組織の長として事業運営の権限を与え、各組織における業務執行を適正かつ効率的に行う。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 中期経営計画や年度経営計画に定めるグループ全体の経営方針に沿って当社グループ各社の事業運営を行う。当社グループ各社は、国内グループ企業運営基準および海外グループ企業運営基準に基づき、重要な事項については当社取締役会または経営会議への付議・報告を行う。
- ② 国内グループ企業運営基準および海外グループ企業運営基準に当社グループ各社の決裁基準を定め、適正かつ効率的に運営する。また、当社グループ内の意思疎通を図り一体運営を促進するため、当社社長と当社グループ各社の社長との連絡会を適宜開催する。
- ③ クラレグループ行動規範に基づき、当社グループ各社の取締役および使用人の職務の執行が適切になされる体制とする。また、当社から当社グループ各社に役員を派遣し、各社の取締役および使用人の業務執行について監督するとともに、経営監査本部が内部監査規定に従って内部監査を実施する。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助するため監査役スタッフを置く。監査役スタッフは、監査役の指揮命令を受けることとし、監査役スタッフの人事・処遇については人事担当役員と監査役が協議のうえ決定する。

- (7) 当社の監査役への報告に関する体制および報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 監査役は、取締役会への出席、重要な子会社の社長との連絡会等を通じて当社および当社グループ各社の業務執行状況の報告を受ける。
 - ② 経営監査本部は、当社および当社グループ各社内部監査の状況について定期的に監査役会に報告を行う。
 - ③ 当社および当社グループ各社の役員は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な問題を発見した場合、速やかに監査役に報告する。また、監査役は、当社および当社グループ各社の使用人に対し、これらの事項に関し必要に応じ報告を求めることができる。
 - ④ 当社および当社グループ各社の使用人は、これらの事項をガバナンス・ホットラインを通じて監査役に通報することができる。
 - ⑤ 上記の報告および通報を行った者に対して、当該報告を理由として不利な取扱いをしない旨を社内規定に定める。
- (8) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役がその職務の執行について生じる費用の前払いまたは支払い精算等の請求をしたときは、その内容が特に不合理なものでない限り、遅滞なく支払処理を行う。
- (9) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役は、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題等について意見を交換するため代表取締役と定期的に会合を持ち、また、取締役、執行役員および重要な使用人からヒアリングを実施する。

2. 当該体制の運用状況の概要

当社は、上記の基本方針に基づき、内部統制システムを整備・運用しております。当事業年度における主な整備・運用の状況の概要は以下のとおりです。

- (1) コンプライアンスに関する取り組み
- ① コンプライアンス意識向上を目指し、当社および国内グループ会社の部長を対象に「風通しの良い職場」を題材としたセミナーを実施し、その後受講者が所属部署にて同テーマに関する部署ディスカッションを実施しました。
 - ② クラレグループにおける独占禁止法遵守プログラムを整備し、グループ全体で同プログラムの確実な運用に努めています。2024年度においても、リスクの高い事業・分野における遵守体制のモニタリングを継続するとともに、従業員に対する教育・研修、入札案件に関する年度監査などの施策を実施しました。
 - ③ 経営監査本部は、当社および当社グループにおける財務報告の適正性を確保するための内部統制システム（J-SOX）の整備・運用状況について評価を実施しました。その内容についてPwC Japan有限責任監査法人の監査を受け、結果を取締役会に報告しました。

(2) リスク管理に関する取り組み

① 2024年度の3重点課題（(1)機密情報漏洩・破壊、(2)保安事故、(3)原燃料等調達リスク）について、統括責任者（担当役員）の指揮のもと、リスクの回避・軽減のための以下の対策を進めました。

- (i) 機密情報管理の継続的強化を図るため、2024年1月に機密情報管理チームを恒常的組織に改組しました。2023年度より導入を開始した安全性の高いデータ保管システムの運用の定着と利用機能の拡大を進めるとともに、大量ダウンロード検知システム、大量ダウンロード自動停止システムの運用をそれぞれ開始しました。
- (ii) 2019年度から開始した海外化学プラントに対する当該カンパニー・事業部によるこれまでの安全監査等に加えて、2022年度からはグローバルな社内専門家で編成した PSM（プロセス・セーフティ・マネジメント）監査チームの活動を立ち上げ、海外保安リスクの把握と対策を推進しています。2024年度は、PSM監査チームが3生産拠点の現地監査を行い課題把握と改善推奨を行いました。
- (iii) 2023年度に引き続き、各事業の優先生産銘柄および原料等供給停止リスクの分析結果を踏まえ、優先度の高い原料等から順次リスク低減策の策定・実施を進めました。原料等供給停止リスクの分析においては、サプライチェーン上流の動向に変化が生じたことから最新動向を踏まえ分析結果を修正しました。

また、国内外の各組織における自己評価結果に基づいて、リスク・コンプライアンス委員会での審議を経て、社長が重大な経営リスクを特定、リスク毎に統括責任者を選定し、2024年11月に、当社グループリスク管理における2025年度の重点課題として以下を定めました。

- (i) 機密情報漏洩・破壊リスク低減のため、グローバルで統一した情報セキュリティシステムを導入するとともに、機密情報管理ルールの徹底と運用状況のモニタリング結果に基づく改善策の着実な実行により、機密情報管理レベルの向上を図る。
 - (ii) 保安事故の発生リスク低減を目指し、全世界のプラントにおいて運転・設備管理の強化策を継続して実施する。組織横断的メンバーで構成するグローバルPSM監査チームの現地監査により保安管理上の課題を客観的に抽出し、その改善を支援するとともに、発見された課題についてグローバルに水平展開を実施しグループ全体の保安事故発生リスクの低減を図る。
 - (iii) 原燃料の調達リスクに対するリスク回避・低減対策を、サプライチェーン上流の最新動向を踏まえて修正し、各事業の事業継続計画（BCP）上優先度の高い製品にかかる原燃料から着実に実行する。
- ② 「コーポレート緊急対策本部規則」に基づき、発生したクライシスに適切かつ迅速に対応するための管理体制を継続しています。情報インシデントへの対策として、グローバルの各拠点の対応手順の確認および米国でのインシデント訓練を実施しました。自然災害等のクライシス発生に対する訓練として、東京・大阪で安否確認システム訓練を合計7回実施し、従業員のシステムへの登録および操作方法習得の促進を行っています。事業所では休日・夜間を含め緊急対策本部メンバーが会社へ参集することが困難な状況に備えて、リモート会議システムの活用を進めています。事業所の緊急事態の状況を緊急対策本部が直接把握できるように、東京から遠隔操作できるカメラを設置して事業所の情報を直接収集する仕組みを構築し、運用

を開始しました。

(3) 企業集団の内部統制に関する取り組み

- ① 社外役員5名および社外有識者2名を委員とする「経営諮問委員会」を2回開催し、取締役会の諮問機関として、取締役候補者および役員報酬等について審議し、その結果を取締役会に答申・報告しました。
- ② 当社グループ運営に関するトップ方針の示達、グループ共通の課題と情報の共有を目的として、対面およびオンラインで主要グループ会社の経営層と個別の会議を適宜開催し、グループ内の意思疎通に努めました。当社グループ各社における重要な事項については、国内グループ企業運営基準および海外グループ企業運営基準に基づき、適宜当社取締役会または経営会議への付議・報告を行いました。

(4) 監査役の監査体制に関する取り組み

監査役は、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題等について代表取締役と意見交換を行うとともに、取締役、執行役員および重要な使用人へのヒアリングを実施しました。

独立監査人の監査報告書

2025年2月17日

株式会社クラレ

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

河瀬 博幸

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

関根 和昭

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社クラレの2024年1月1日から2024年12月31日までの第144期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年2月17日

株式会社クラレ

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

河瀬 博幸

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

関根 和昭

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社クラレの2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社クラレ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意

見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第144期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びPwC Japan有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制も含め、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC J a p a n有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC J a p a n有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025 年 2 月 18 日

株式会社クラレ 監査役会

常勤監査役

早 瀬 博 章 

常勤監査役

上 原 直 哉 

社外監査役

永 濱 光 弘 

社外監査役

谷 津 朋 美 

社外監査役

小 松 健 次 